学校いじめ防止基本方針

和歌山県立和歌山工業高等学校 (全日制)

平成30年6月

目 次

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- (1) いじめに見られる集団構造
- (2) いじめの態様
- 4 いじめの防止等の学校の取組
- (1) いじめの防止等の対策のための組織
- (2) 未然防止
 - ア 道徳教育及び体験活動等の充実
 - イ 生徒会活動等の活性化
 - ウ 生徒の人権意識の向上
 - エ 授業づくりの改善と工夫
 - オ 開かれた学校づくり
 - カ インターネット上のいじめの防止
- (3) 早期発見·早期対応
 - ア 早期発見
 - イ 早期対応
 - ウ 関係機関との連携
 - エ インターネット上のいじめへの対応
- (4) 教職員の資質能力の向上
- (5) 家庭・地域との連携
- (6)継続的な指導・支援
- (7)取組内容の点検・評価
- 5 重大事態への対処
- (1) 重大事態の判断・報告
- (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供
- 6 年間計画

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来 にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命 又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本 校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校 全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受け ていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

いじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該 生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この中で「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立て たり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている 「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSという。)でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考に しながら判断するものとする。

- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○金品をたかられる
- ○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる 等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ対策組織を設置する。
- イ いじめ対策組織の構成員は次の通りとする。
 - 校長、教頭、生徒指導部長、教育相談室長、スクールカウンセラー、必要 に応じて各科長および学年主任等
- ウ いじめ対策組織は次のような役割を担う。
- (ア) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能している かを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核 となる役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、 共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」 との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生 徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格 を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、就業体験、福祉体験やボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動(ホームルーム活動)等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、いじめ防止LHRや人権LHR等を通して、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会との各種会議等において定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校運営協議会の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために学校と家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

「情報モラル」の授業等を通し、生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導すると

ともに、授業だけではなく、工業高校の特長を活かし、日常的に生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、学校と家庭での指導の連携・協力が不可欠であるため、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

「ネットパトロール」からの情報を活用し、問題のある書き込みに対して、 早期に書き込んだ生徒の指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることがあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを6月、12月、3月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

実施時には、回答の時間を十分に確保し、記入内容が他人から見えないように、他のアンケートと同時に実施するなどの工夫をする。また、回収する際は、アンケート用紙を二つ折りにさせたり、封筒に入れさせたりし、学級担任等に直接提出させる等の配慮を行う。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、担任・副担任で当該生徒の個人面談を行い、いじめの兆候がある場合は、生徒指導部長・教育相談室長・科長・学年主任等に相談するとともに、直ちに教頭に報告する。

いじめ防止LHRの中でも、「教材についての感想」や「いじめについての考え方」の他に「身近ないじめ」についての項目を設けいじめの発見に努める。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

担任への聞き取りや生徒へのアンケート等を通し、校内の「気になる生徒」の情報を把握し、管理職・教育相談室・生徒指導部・科・学年との情報の共有を行う。

思いやりの心や自他共に大切にする姿勢を、相談室便りやLHR等を通し日常的に生徒に伝える。

イ 早期対応

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行い、その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察する。

例えば、外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと 見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。また、イン ターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じて いない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、適切な対応を とる。

具体的には、次の(ア)~(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめの疑いがある場合、いじめの兆候が見られた場合、いじめを認知した場合、そのいずれの場合においても、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先とする。

(イ) 事実確認

いじめの疑いがある場合、いじめの兆候が見られた場合、いじめを認知した場合、そのいずれの場合においても、各職員は早い段階から的確に関わり、いじめの事実の有無を確認する。各職員は情報の共有に努め、速やかにいじめ対策組織等に報告する。その後は生徒指導部が中心となって、事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。いじめに関わったと思われる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮を行う。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせる。また、 その再発を防止するため、スクールカウンセラーなどの協力を得ながら、いじ め対策組織が中心となって、対応を行う。

いじめを受けた生徒やその保護者に対しては、その生徒が落ち着いて教育を 受けられる環境を確保する。その際にはいじめた生徒を別室にて指導するなど の対応を考える。

いじめを行った生徒やその保護者に対しては、いじめは人格を傷つけるだけではなく、生命を脅かす可能性もあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、その生徒が抱える問題にも目を向け、適切な処置を施す。

いずれの場合にも、いじめ対策組織に情報を集約し、その対応を記録して残しておく。

(エ)情報提供

事実関係が明確になった情報については、必要に応じて、両家庭に提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、 教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切 に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるよ うな場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っていることが確認された場合、 そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒に事実確 認を行う。その後、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等 のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為であると考えられる場合は、削除要請を 依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、教育相談現職教育を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。このため、いじめ防止等の取組について、普段より家庭への配付資料等で、保護者に理解を得る。また、育友会総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、保護者や地域住民に学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりし、保護者・地域と学校の信頼関係を深める。

(6)継続的な指導・支援

いじめ解消後も日常的な声かけなどを行い、関係生徒達の人間関係を注視してい く。また、生徒と職員の信頼関係についても、時間の経過と共に希薄にならないよ う注意する。

いじめを受けた生徒に対しては、継続的な心のケアに努め、不安や悩みの解消に 努める。また、授業や学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

いじめを行った生徒に対しては、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除 くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう指導す る。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を 継続的に把握する。

いずれの生徒・保護者に対しても教育相談室 (スクールカウンセラー) だけでなく、教育センター学びの丘における教育相談等を積極的に活用する。

(7)取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態(以下、「重大事態」という。)が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。

この中で「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、次の場合である。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその 保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

6 年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知	相談窓口の周知	相談窓口の周知	
	談により生徒の状	環境調査・個人面 談により生徒の状 況を把握する。		
5月				育友会総会·役員会
6月	生徒総会	生徒総会	生徒総会	
	新入生歓迎会	新入生歓迎会	新入生歓迎会	
	人権教育(講演)	人権教育(LHR)	人権教育(LHR)	
	いじめに係わる アンケート (第1回)	いじめに係わる アンケート (第1回)	いじめに係わる アンケート (第1回)	アンケートの集約 と面談
7月	三者面談(家庭で の様子の把握)	三者面談(家庭で の様子の把握)	三者面談(家庭で の様子の把握)	
8月	防災スクール			中学生体験学習
9月	ネットトラブルに ついて (講演)	いじめ防止LHR	いじめ防止LHR	
10 月	いじめ防止LHR			
	体育大会予行	体育大会予行	体育大会予行	
	体育大会	体育大会	体育大会	
	和工祭(文化祭)	和工祭(文化祭)	和工祭(文化祭)	
11 月				生徒会役員選挙

	1年	2年	3年	学校全体
12 月	いじめに係わる アンケート (第2回)	いじめに係わる アンケート (第2回) 企業説明会	いじめに係わる アンケート (第2回)	アンケートの集約 と面談 教育相談現職教育
		三者面談(家庭で の様子の把握)	三者面談(家庭で の様子の把握)	
1月	インターンシップ	修学旅行(長野)		
2月	人権教育(講演)	人権教育(LHR)		
	卒業式予行	卒業式予行	卒業式予行	
3月	卒業式 球技大会	卒業式 球技大会	卒業式	各分掌・委員会の 総括
	いじめに係わる アンケート (第3回)	いじめに係わる アンケート (第3回)		アンケートの集約 と面談